

沖縄県環境影響評価条例を改正する理由について

沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）は、平成13年11月1日の全面施行から約10年が経過し、環境影響評価の適用実績も着実に積み重ねられてきているところであるが、今般、環境影響評価法の改正等に伴い、条例について所要の改正を行う必要がある。

1 環境影響評価法の改正

平成11年6月に全面施行された環境影響評価法（以下「法」という。）では、施行後10年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることを規定している（法附則第7条）。

平成23年4月22日に、第177回通常国会において、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）が成立し、同月27日に公布された。環境影響評価法が一部改正され、新たな手続きが創設されたこと等に伴い、法との整合を図るため、条例を改正する必要がある。

2 沖縄県環境審議会からの答申

条例を制定する際の沖縄県環境審議会からの答申（平成12年8月15日環審第9号）において、「本条例の制定に止まらず、上位計画や開発の計画策定段階で環境保全の観点から事業実施の是非を含めて検討すること」、「条例の内容及び対象事業については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題等の動向を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと」との意見が付されているところであるが、条例施行から約10年が経過し、環境影響評価の適用実績が着実に積み重ねられてきている一方、事業の早期段階における環境配慮を図るための取り組みが求められてきている。また、地球温暖化問題への対応として、風力発電所の設置が本県でも増加してきている状況にあるが、生活環境や自然環境への影響も考慮する必要がある。こうした状況に対応するため、条例を改正する必要がある。